

療養病棟の在宅復帰機能強化加算の見直し

骨子【I-1(10)】

第1 基本的な考え方

療養病棟入院基本料の在宅復帰機能強化加算について、在宅復帰率の算出から入院期間が1か月未満の患者が除外される計算式を見直すとともに、急性期等から受け入れた患者の在宅復帰がより適切に評価されるよう指標の見直しを行う。

第2 具体的な内容

療養病棟入院基本料の在宅復帰機能強化加算に関する要件を次のように変更する。

現 行	改定案
<p>[施設基準]</p> <p>① 療養病棟入院基本料1を届け出ていること。</p> <p>② 当該病棟から退院した患者（当該病棟に入院した期間が1月以上のものに限る。）に占める在宅に退院した患者の割合が5割以上であること。</p> <p>③ 退院患者の在宅生活が1月以上（医療区分3の患者については14日以上）継続することを確認していること。</p> <p>④ 30.4を当該病棟の入院患者の平均在院日数で除して得た数が、100</p>	<p>[施設基準]</p> <p>① 療養病棟入院基本料1を届け出ていること。</p> <p>② 当該病棟から退院した患者（<u>自院の他病棟から当該病棟に転棟した患者については、</u>当該病棟に入院した期間が1月以上のものに限る。）に占める在宅に退院した患者の割合が5割以上であること。</p> <p>③ 退院患者の在宅生活が1月以上（医療区分3の患者については14日以上）継続することを確認していること。</p> <p>④ <u>自院又は他院の一般病棟・地域包括ケア病棟（病室）から当該病棟に</u></p>

分の 10 以上であること。	<u>入院し自宅・居住系介護施設等に退院した年間の患者（自院の他病棟から当該病棟に転棟して 1 か月以内に退院した患者は除く。）の数を当該病棟の年間平均入院患者数で除した数が 100 分の 10 以上であること。</u>
----------------	--

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日に当該加算の届出を行っている病棟については、平成 28 年 9 月 30 日までの間、上記の基準を満たしているものとする。